

公 告

令和7年度使用済み紙おむつ再生利用事業導入可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年5月26日

鹿島市長 松尾 勝利



1. 業務概要

- (1) 業 務 名 令和7年度使用済み紙おむつ再生利用事業導入可能性調査業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙令和7年度使用済み紙おむつ再生利用事業導入可能性調査業務委託 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日～令和8年3月19日（木）

2. プロポーザル募集の流れ

- (1) 参加申込書等の提出
本プロポーザル募集に参加を希望する者から令和7年度使用済み紙おむつ再生利用事業導入可能性調査業務委託プロポーザル参加表明届及び参加資格確認資料の提出を求める。
- (2) プロポーザル提案書等の提出
参加資格を有する者から、提案書及び見積書の提出を求める。
- (3) プロポーザル審査会の実施
プロポーザル審査会を実施し、優先契約交渉事業者を選定する。

3. 参加資格

本業務を遂行するにあたり、下記の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 契約締結までの間に、「鹿島市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」その他の国、地方自治体の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けているものを除く）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 納税すべき国税及び地方税の滞納が無いこと。

- (6) 管理技術者と照査技術者、担当技術者を配置できること。なお、管理技術者と担当技術者は兼ねることができるが、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。

4. 手続き等

(1) 問い合わせ先

鹿島市役所 環境下水道課 〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分2 6 4 3 番地1
電話：0 9 5 4－6 3－3 4 1 6 メール kankyou@city.saga-kashima.lg.jp

(2) プロポーザル仕様書・実施要領等の入手方法

仕様書・実施要領・参加表明届等は公告日から鹿島市ホームページに掲載する。
(<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/>)

(3) プロポーザル参加表明届等の提出場所及び提出方法

- ①提出期限：令和7年6月6日（金）17時まで（必着）
- ②提出場所：鹿島市役所 環境下水道課 環境係（鹿島新世紀センター1階）
- ③提出方法：持参又は郵送
- ④提出書類：プロポーザル参加表明届（様式第1号）
会社概要（様式第2号）
参加資格確認資料（様式第3号）
履歴事項全部証明書
身分証明書（任意様式）
国税及び地方税に滞納がない証明（任意様式）

(4) 仕様書・実施要領に関する質問の受付及び回答

- ①質問受付期限：令和7年6月20日（金）17時まで
- ②質問提出方法：質問書（様式第5号）にて電子メールにより提出

(5) 既存資料の閲覧

- ①閲覧資料：業務提案書の作成にあたり、必要と思われる既存資料。
- ②閲覧申込：令和7年6月6日（金）まで（休日を除く）
- ③閲覧時間：9時から17時まで
- ④閲覧場所：閲覧資料を所有する構成市町の指定する場所
- ⑤閲覧人数：3人以内

(6) 技術提案書、見積書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ①提出期間：令和7年6月13日（金）～7月4日（金）17時（必着）
- ②提出場所：鹿島市役所 環境下水道課 環境係（鹿島新世紀センター1階）
- ③提出方法：持参又は郵送
- ④提出書類：ア. 技術提案書提出届（様式第7号）
イ. 業務実績（様式第8号）
ウ. 業務実施体制（様式第9号）
エ. 業務委託見積書（様式任意）
オ. 業務提案書（様式任意）

(7) 技術審査会（プレゼンテーション）

- ①実施予定日：令和7年7月15日（火） 予定
- ②実施場所：新世紀センター 会議室

(8) 審査結果・公表

優先契約交渉事業者選定後、令和7年7月24日（木）まで（予定）に、プロポーザル審査結果通知書（様式第10号）で電子メール及び郵送で通知する。

5. 契約手続

選定された最適提案者を優先契約交渉事業者とし、鹿島市と委託内容、費用等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

6. その他

- (1) 詳細は仕様書、実施要領等による。
- (2) 提案者等の著作権は応募者に帰属する。
- (3) 著作権等に関する公的権利の確保は応募者が自らの責任で行うこと。
- (4) 参加報酬は無報酬とする。